

○大阪市空家等対策協議会条例施行規則

平成 27 年 12 月 18 日
規則第 216 号

大阪市空家等対策協議会条例施行規則を公布する。

大阪市空家等対策協議会条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大阪市空家等対策協議会条例(平成 27 年大阪市条例第 107 号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(庶務)

第 2 条 大阪市空家等対策協議会の庶務は、生野区役所、市民局、計画調整局及び都市整備局において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 5 月 26 日規則第 107 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 5 月 25 日規則第 87 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年 5 月 24 日規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 5 月 31 日規則第 94 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 11 月 1 日規則第 129 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 4 年 4 月 26 日規則第 96 号)

この規則は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 4 月 26 日規則第 82 号)

この規則は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 4 月 25 日規則第 80 号)

この規則は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 4 月 25 日規則第 78 号)

この規則は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(令和 8 年 4 月 27 日規則第 75 号)

この規則は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。